

令和 6 年度国民健康保険事業費納付金等の 算定方法について（参考）

令和 6 年 1 月 31 日（水）

令和 6 年度 第 3 回沖縄県国民健康保険運営協議会

国保財政の仕組み

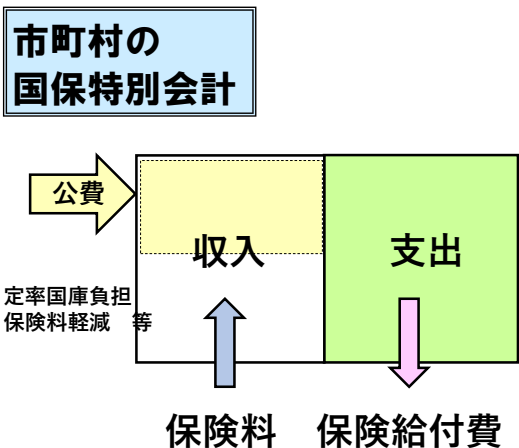
- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※ 都道府県にも国保特別会計を設置

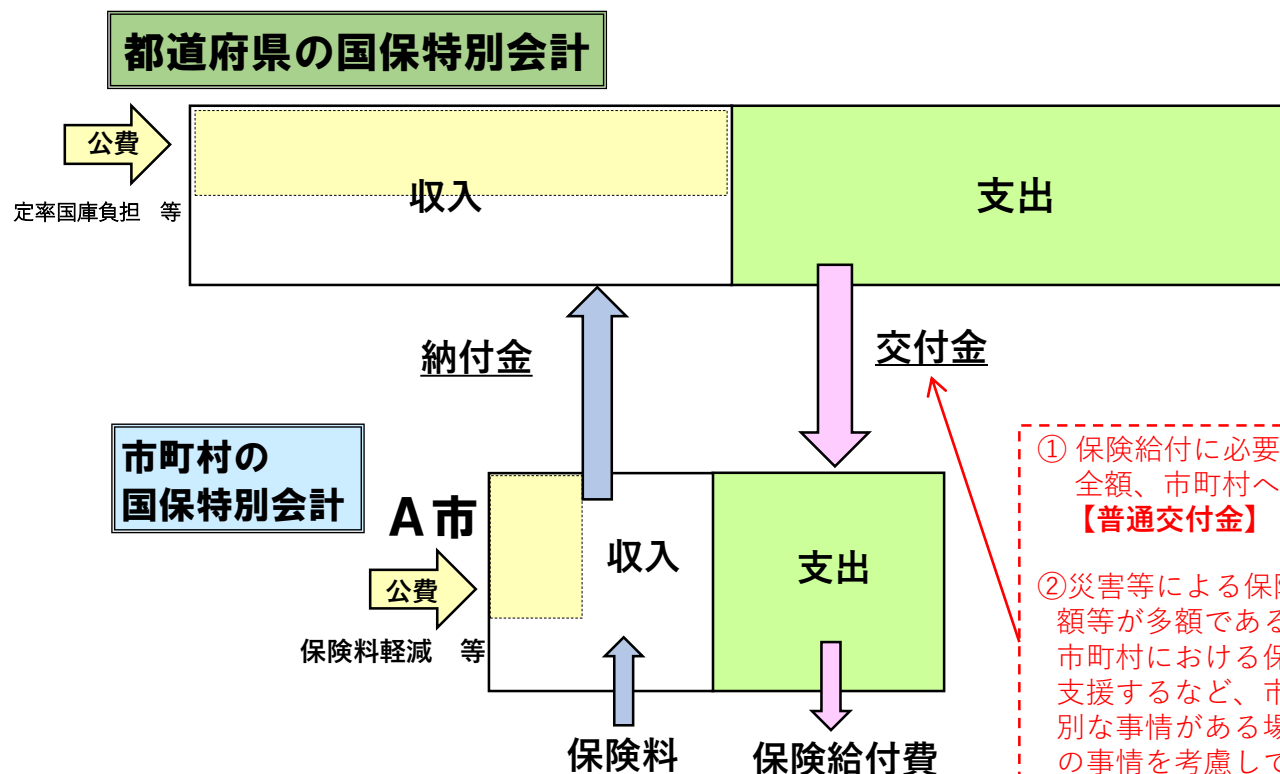
- 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

H29まで



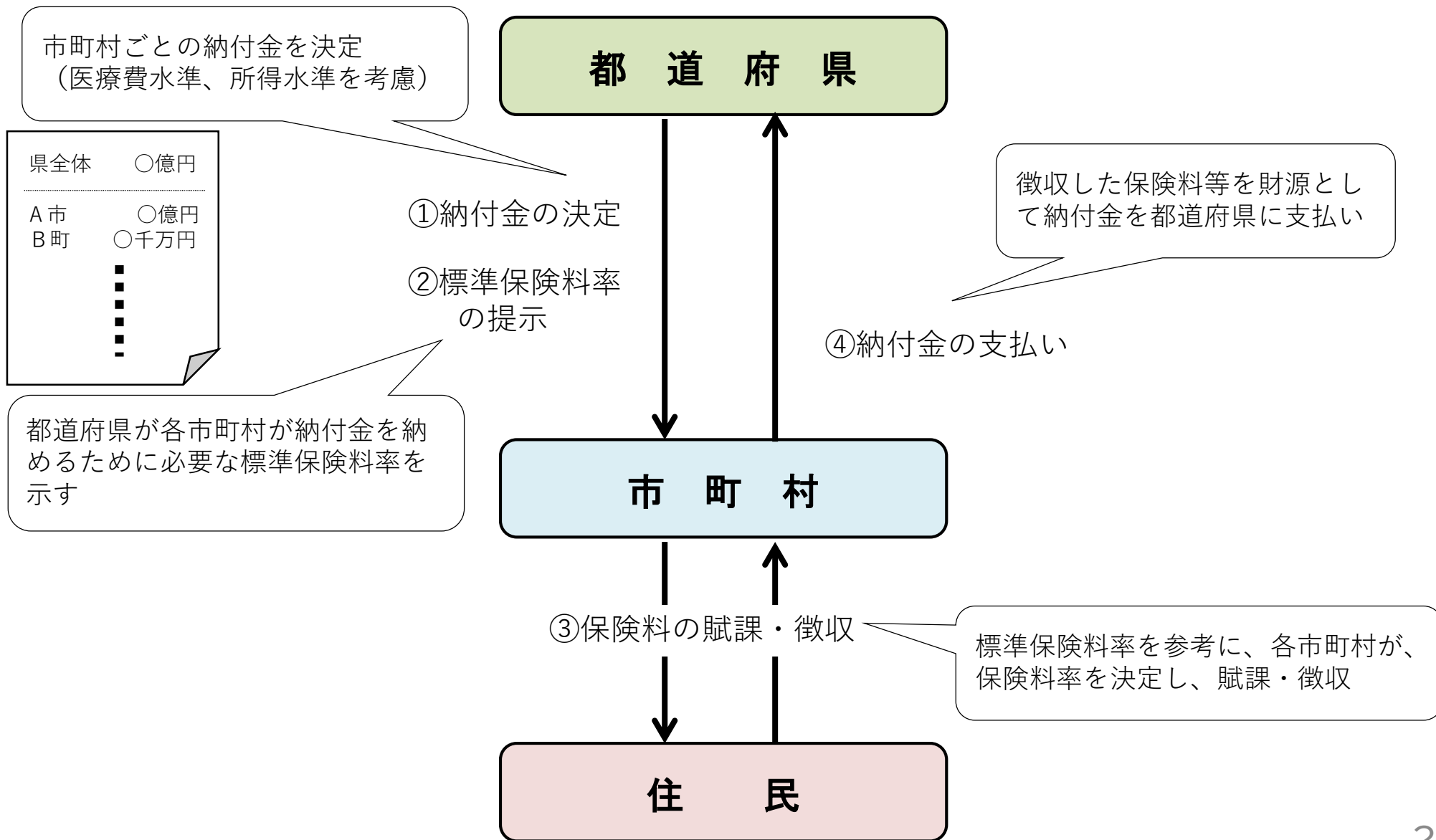
H30から



① 保険給付に必要な費用を、
全額、市町村へ交付
【普通交付金】

② 災害等による保険料の減免
額等が多額であることや、
市町村における保健事業を
支援するなど、市町村に特
別な事情がある場合に、そ
の事情を考慮して交付
【特別交付金】

国保保険料の賦課、徴収の仕組み



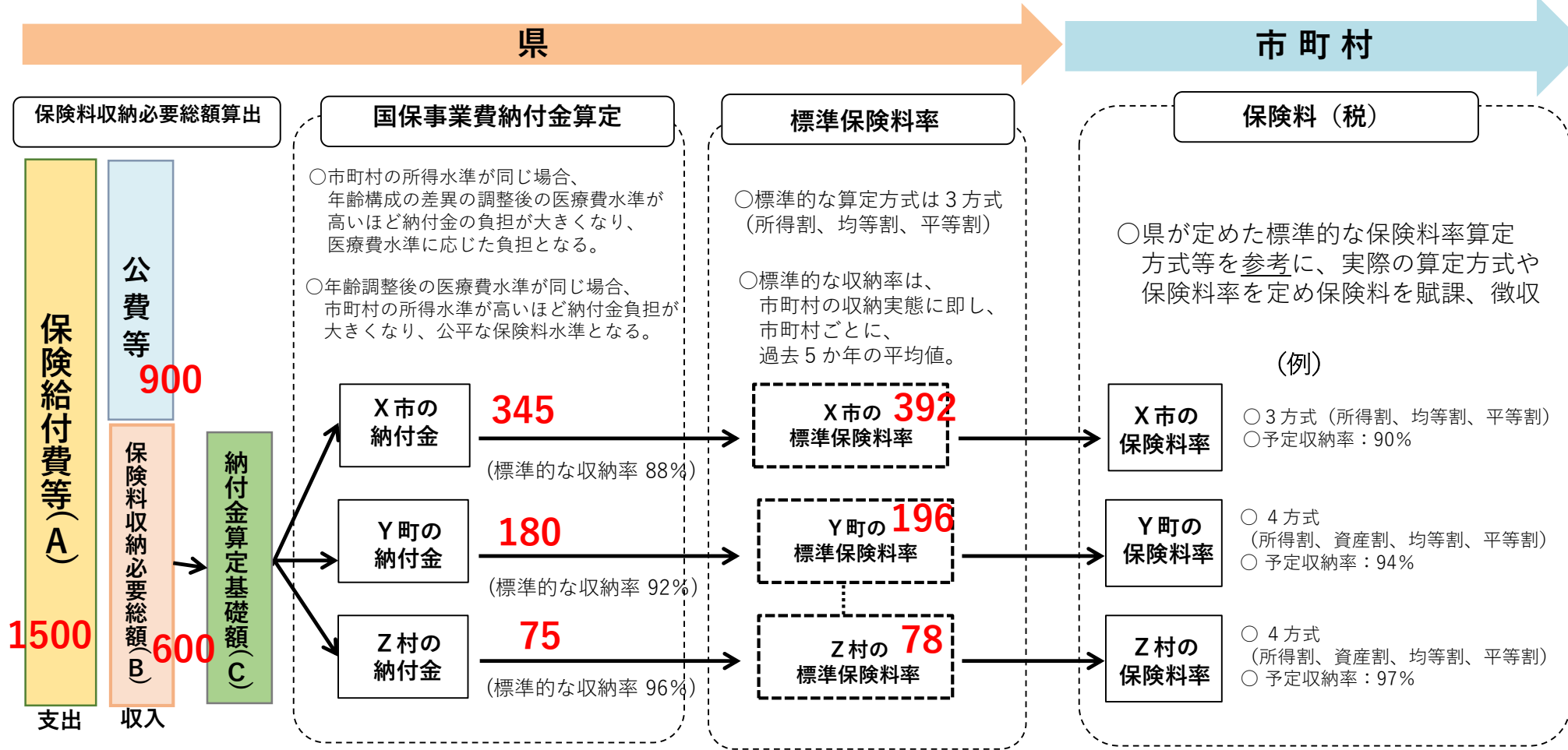
国保事業費納付金、標準保険料率の算定方法について

○県は、財政運営の責任主体として

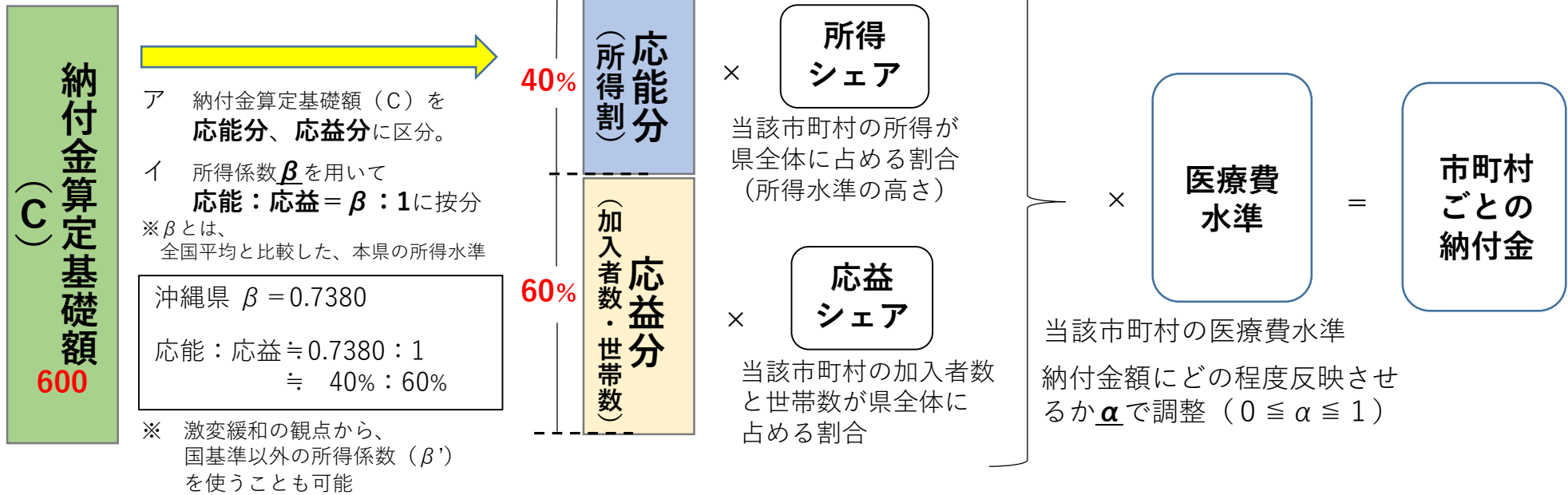
①医療費推計から**保険給付費等(A)**の見込みから、公費等（前期高齢者交付金や定率国庫負担など）を差し引き、**保険料収納必要総額(B)**、県が全体で集めるべき納付金の総額、**納付金算定基礎額(C)**を算出する。

②**納付金算定基礎額(C)**から、年齢調整後の医療費水準（ α ）及び所得水準（ β ）に考慮して**各市町村ごとの納付金基礎額(c)**を算出し、高額医療費負担金や激変緩和分等の公費について各市町村ごとに調整を行い、**各市町村の納付金（一般分）(d)**を算定する。

○市町村は、県が示した標準保険料率を参考に、実際の保険料算定方式や保険料率等を定め、保険料を賦課・徴収



納付金の配分イメージ



【例】 $\beta =$ 沖縄県、 $\alpha = 0.5$ と設定

① 応能分と応益分に按分する。

600	応能分 240
	応益分 360

② 応能分を所得シェア、
応益分を応益シェアで按分

X市 60% 144	Y町 30% 72	Z村 10% 24
X市 50% 180	Y町 30% 108	Z村 20% 72

③ 医療費水準を反映し、市町村
ごと納付金が決定。

X市 医療費 平均以上 150	Y町 医療費 平均 72	Z村 医療費 平均以下 18
X市 医療費 平均以上 195	Y町 医療費 平均 108	Z村 医療費 平均以下 57

計 (600) = 345 + 180 + 75